解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省九州地方整備局長の認可を受け平成二十三年一月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

大分市城崎町二丁目三番三二号

大分県道路公社

代表清算人　妹尾　忠幸

配当公告

神戸市中央区中山手通二丁目一三番一二号

破産者　株式会社エス・アンド・エイチ

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十一年（フ）第二一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六六三、二六五、七一二円

一、配当することのできる金額

金七〇、六〇六、七〇三円

平成二十三年三月七日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階

破産管財人　田辺　重徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市小高区小谷字江戸内三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　島　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

福島県相馬市中村字川原町一四六番地の一

○　相続財産管理人　太田　雅利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市泉が丘四丁目二九五二番地一、最後の住所栃木県宇都宮市平出町三七五四番地六第二鈴木コーポ二〇二号

被相続人　亡　鈴木　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

栃木県宇都宮市小幡一―一―三二ミユキビル六階　宇都宮中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新田　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市板鼻乙二一〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野口　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

群馬県富岡市富岡三〇八番地

相続財産管理人　黛　　昌智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田三丁目六一四番地、最後の住所埼玉県富士見市大字鶴馬三三六〇番地一特別養護老人ホームふじみ苑

被相続人　亡　村山ミツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階

相続財産管理人　弁護士　平岡　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大原町一六番、最後の住所東京都板橋区大原町一六番八―二〇五号クレッセント本蓮沼　被相続人　亡　田村　秋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市藤沢三〇番地、最後の住所東京都台東区入谷一丁目一四番六―二〇二号シルバーピア入谷

被相続人　亡　白井　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中板橋二五番地、最後の住所東京都板橋区中板橋二五番四号

被相続人　亡　星野　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目三一番地一、最後の住所東京都新宿区北新宿一丁目六番一六―六〇一号

被相続人　亡　銭場　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森南五丁目五八〇九番地、最後の住所東京都大田区大森東三丁目三番一七号第一くりた荘

被相続人　亡　前島　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

事務所東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区本郷町三丁目七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横村美年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月七日

横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル五階　相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

第２期決算公告

平成23年3月7日

東京都港区芝２丁目23番１号

一般社団法人日本自動車リース協会連合会

代表理事　佐藤　誠

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,561
	合計	8,561
負味債財及産びの正部	流動負債	352
	負債合計	352
	一般正味財産	8,209
	正味財産合計	8,209
	合計	8,561